中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

つぎの表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を 行う建築物 の構造	主たる構造が	主たる構造が、鉄骨鉄筋コンクリート造	主たる構造が 鉄筋コンクリ ート造	主たる構造が 木造(在来軸 組工法又は枠 組壁工法)	主たる構造が プレキャスト コンクリート 造	主たる構造が左記に掲げる構造以外のもの
特定工程	鉄骨部の部分	鉄骨部の部分	階数が1の場	屋根の小屋組	階数が1の場	階数が 1 の場合
	において、初	において、初	合は屋根版の	工事及び構造	合は屋根版の	は屋根工事、階数
	めて工事を施	めて工事を施	配筋工事、階	耐力上主要な	取付工事、階	が 2 以上の場合
	工する階の建	工する階の建	数が 2 以上の	軸組の工事	数が 2 以上の	は初めて工事を
	方工事	方工事	場合は鉄筋コ	(枠組壁工法	場合は初めて	施工する階の直
			ンクリート造	を用いた建築	工事を施工す	上の階の主要構
			の部分におい	物の場合は、	る階の直上の	造部である床工
			て、初めてエ	屋根の小屋組	階の主要構造	事
			事を施工する	工事及び耐力	部である床版	
			階の直上の階	壁工事)	の取付工事	
			の主要構造部			
			である床版の			
			配筋工事			
特定工程後	構造耐力上主	構造耐力上主	特定工程の配	構造耐力上主	特定工程の屋	階数が 1 の場合
の工程	要な部分の鉄	要な部分の鉄	筋を覆うコン	要な軸組及び	根版又は床版	は外装工事(屋根
	骨を覆う耐火	骨を覆うコン	クリートを打	耐力壁を覆う	と壁の相互を	ふき工事を除
	被覆工事、外	クリートを打	ち込む工事	外装工事(屋	接合する部分	く。)及び内装工
	装工事(屋根	ち込む工事		根ふき工事を	を覆う工事	事、階数が2以上
	ふき工事を除			除く。)及び内		の場合は 2 階の
	く。)及び内			装工事		柱又は壁工事
	装工事					

[備考] 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で 区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のも のが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主たる構造とみなす。